

軽自動車税についてのお知らせ

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、令和8年度以降軽自動車税納税通知書の仕様が一部変更されました。また、令和8年度以降、「軽自動車税（種別割）」は「軽自動車税」に名称が変更されました。

最新情報や詳しい内容は、小田原市軽自動車税ホームページをご覧ください。



納期限について

◆ **納期限は、令和8年6月1日（月）**です。納期限までに税金を完納されない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、法律の定める割合で計算した延滞金を納めていただきます。

納付方法について

◆ **納付書払い・口座振替の詳しい内容は、市ホームページ「納付方法」**をご覧ください。



【納付書払いの方】

全国の金融機関窓口・コンビニエンスストア、市窓口等のほか、スマホ決済アプリ、「地方税お支払サイト*」を経由したクレジットカード（システム利用料が必要）やインターネットバンキング等で納付してください。（*令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定）

また、口座振替をご希望の場合は、市内の金融機関窓口へ納税通知書や納付書、通帳及び口座届出印をお持ちになり、口座振替の申込をしてください。（翌年度分から申込ができます。）

【口座振替の方】

納期限の日にご指定の金融機関の預貯金口座から振り替えますので、前日までに残高をご確認ください。

残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座振替不能のお知らせは送付しませんので、後日送付される督促状等で納付してください。

納税義務者や税率について

◆ 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に1年分が課税されます。

年度の途中で廃車した場合でも、月割りによる還付はありません。

◆ 税率は、納税通知書の裏面に記載しています。三輪・四輪以上の軽自動車は、初めて車両番号の指定を受けた年月※、燃料の種類、環境性能によって税率が変わります。（旧税率・標準税率・重課税率・軽課税率の4種類）

※新規検査（新車）の実施年月日を指し、車検証の「初度検査年月日」で確認することができます。



市ホームページ「納税義務者や税率」

よくある質問

Q 今年度から軽自動車税の税額が上がったのはなぜですか？



市ホームページ「よくある質問」

A 車両の年数や性能によって税率が変わる場合があります。

- ・初めて車両番号の指定を受けた年月から13年を経過した場合。【旧税率から重課税率に変更】
- ・昨年度がグリーン化特例の対象（環境性能に応じて税額が軽減）だった場合。【軽課税率（1年のみ）から標準税率に変更】

Q 軽自動車税の納税義務者が亡くなっている場合、どうしたらよいですか？

A 軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税されますが、引き続き軽自動車等を所有する場合や、譲渡する場合は、名義変更の手続が必要です。また、所有しない場合は、廃車の手続が必要です。裏面の「廃車・名義変更等の手続について」をご確認のうえ、手続をお願いします。

Q 口座振替で納付しているのに、車検用の納税証明書が送られてこないののですが？

A 車検の際に電子システムで納税確認ができるため、納税証明書の提示が原則不要になりました。これに伴い、口座振替の方への納税証明書は送付していません。

（裏面もご覧ください）

障がい者減免制度について

障がい者又は障がい者と生計を同一にする方が所有する軽自動車等であって、通院や通学などの日常生活で障がい者のために主に使用する車両に対する軽自動車税を申請により減免します。



◆減免を受けられる軽自動車等は、障がい者1人につき1台に限ります。また、在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券の交付を受けている場合又は自動車税(県税)の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

新規申請

◆次の書類等をお持ちの上、市役所2階8番(軽自動車税)窓口で申請をしてください。

- ① 障がいの等級がわかる手帳
(身体障害者手帳・療育手帳等)
- ② 令和8年度軽自動車税納税通知書

※令和7年度に減免を受けていた車両から、新しい車両へ買い換えた場合も、新規申請となりますのでご注意ください。

継続申請

◆令和7年度に軽自動車税の減免を受け、令和8年4月1日現在も同じ車両を継続して所有している方には、別途、継続用減免申請書を郵送しています。

手続に必要な書類等については、継続用減免申請書に同封の案内をご確認ください。

◆必ず下記締切日までに申請をしてください。

申請締切 令和8年6月1日(月)

減免の可否を審査し、6月中に減免決定通知書又は減免不決定通知書を送付します。

減免の詳細につきましては、市税総務課軽自動車税担当までお問い合わせください。

廃車・名義変更等の手続について

車両を廃車・譲渡した場合は、必ず所定の手続をしてください。

◆小田原市のナンバープレートが付いている原動機付自転車又は小型特殊自動車については、市役所2階8番(軽自動車税)窓口で手続をしてください。詳しくは、市税総務課軽自動車税担当へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【☎0465-33-1343】

◆軽四輪車等の手続については、軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所へお問い合わせください。

【☎050-3816-3119】

◆総排気量125ccを超える二輪車の手続については、神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

【☎050-5540-2038】



市ホームページ
「問い合わせ窓口」

車検用の納税証明書について

車検時の納税確認が電子化され、紙の納税証明書を提示することが原則不要(令和7年4月1日から二輪の軽自動車も対象)になりました。ただし、車検時に納税の確認ができるまでに、納付後3週間程度を要します。納付後すぐ車検を受ける場合は紙の納税証明書の提示が必要です。

◆車検をすぐに受ける方は、金融機関窓口やコンビニエンスストア、小田原市役所窓口で納付してください。納税通知書の右側に付いている、納税証明書欄に収納印が押されることで、納税証明書として使うことができます。

◆スマホ決済や「eL-QR」を利用して電子納付した場合は、納税証明書として使用できませんのでご注意ください。

◆車検用の納税証明書が必要な場合は、納付から約3週間以後であれば、税証明書交付窓口で交付申請ができます。



市ホームページ
「車検を受ける方へ」

軽自動車税の税率や納付方法など、最新情報や詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

小田原市役所 市税総務課 軽自動車税担当
☎0465-33-1343(直通)